## 随意契約締結理由書(公表用)

下記のとおり随意契約を締結したので、公表します。

1 工事件名	中央区役所本庁舎レイアウト改修工事(建築・発電機諸室改修追加工
	事)
2 施 行 場 所	中央区築地一丁目1番1号
	1 八色来地
3 対象業種	建築工事
4 工事概要	11階発電機新設に伴う、防水・建具の改修
, ,,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,,	11階発電機新設に伴う、設備基礎及び設備架台の新設
	地下3階燃料槽新設に伴う、燃料槽室の新設
	地下3階燃料槽新設に伴う、防油堤の新設
5 工 期	令和6年11月25日まで
6 契約金額	103、015、000円(税込み)
7 契約締結日	令和5年7月7日
8 契約の相手方	東京都中央区八丁堀二丁目8番5号
の住所及び商号	戸田・松井リフォーム建設共同企業体
又は名称	(代表者)戸田建設株式会社
	代表取締役社長 大谷 清介
9 随意契約締結	現在、中央区役所本庁舎レイアウト改修工事(建築工事)(以下、「本
の理由	体工事」という。)は戸田・松井リフォーム建設共同企業体にて施工中
	である。今回の工事は本体工事と同一の工種、職種であることから、追
	加工事とすることにより、下請業者を含めて同一会社によって作業を行
	うことが可能となる。また、一元的な施工管理により、車両及び資機材
	の搬出入動線の重複、工事業者同士の交錯の回避が可能となる。このた
	め、施工上同一現場での作業、工程調整を効率的に進めるためには、現
	在、本体工事を施工中の上記業者が施工することがもっとも有効であ
	り、交通誘導員、事務所、共通仮設を本体工事と共用することでの仮設
	費の削減も見込める。さらに、経費についても概ね15%の削減を図るこ
	とができる。
	以上のことから現場管理、工事管理及び経費面において効果的に工事
	を進められる同者と随意契約を締結する。
10 根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号